シリーズ人権教育　第１１６回

性同一性障害

性同一性障害



　性同一性障害とは、身体の性、社会生活上の性と、心（脳）の性が一致せず、苦悩している状態のことです。身体の性に強い違和感があり、恋愛や就職など将来に不安を感じています。家庭における育て方とは、無関係です。

　心（脳）の性のままに自然に振舞えば、からかいの対象となり、誰にも相談できずに、一人で悩みを抱える傾向にあります。人によっては罪悪感や孤独感から、生きているのが困難なほどに苦しむこともあります。

　性同一性障害者の親や身近な人も、実態を受け入れられるようになるまでに、戸惑い、悩み、時間もかかります。

　性同一性障害者は、学校生活において、学生服の着用やトイレの使用などに悩みを抱えています。多感な時期に深く悩み、不登校や自傷行為をした人も少なくはありません。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

　平成１５年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が定められました。

　この法律は、性同一性障害のある人々のうち特定の条件を満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって、法令上の性別の取り扱いを、自分の性であると自認している性「こころの性」に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。

　諸外国においても法的性別を変更する法律などがあります。

　また、平成２２年４月に文部科学省から各都道府県教育委員会へ「性同一性障害の問題に関しては、関係機関と連携し児童生徒の心情に配慮した対応をお願いします。」という通知と「男の子を女の子として受け入れることとなった性同一性障害の事例」も示され、学校において、配慮がされるようになりました。

　性同一性障害は、このごろようやく存在を知られるようになってきましたが、まだ正しく知らない人が多く、偏見を持つ人がいます。まずは、性同一性障害がどういったものかを知り、理解を深めることから始めましょう。

【参考資料】

　 　アイユ（㈶人権教育啓発推進センター）

**子育て全般の相談先**

児童青少年センター

（東広島市教育委員会内）

☎（082）422-3749

